

## 【新型コロナウイルス感染対策】 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 体制強化について（新規）

新型コロナウイルス感染症につきましては、ウイルスの特性を踏まえての感染拡大防止のための様々な対策が講じられたことにより、一時終息に向かう兆しは見たものの、変異型によるリバウンドが深刻化するなど、引き続き予断の許さない状態が続いています。

桐生市においては4月よりワクチンの接種が開始されましたが、市民の生命や生活を守り、地域経済の安定につなげるために、下記の諸施策に取り組まれますよう、強く要望いたします。

1. 全市民がワクチンを速やかに接種できる体制の構築と専門的相談体制の確保。
2. PCR検査がいつでもどこでも容易に受けられる医療体制の構築並びに簡易検査キットの無料配布。
3. テレワークやオンライン会議導入等、コロナと共生する新しい生活様式に対応した事業継続・新たな事業展開・事業再編等、加速度的に進むデジタル化に対する中小企業への支援。
4. 商店街と連携しての、コロナワクチン接種者に対しての優待事業の展開。

### 桐生市からの回答

1. 全市民がワクチンを速やかに接種できる体制の構築と専門的相談体制の確保。

<回答>

市民の皆様の安全を第一に考えた接種計画を基にワクチン接種を行っておりますが、国より「7月末までの高齢者の接種完了に向けて計画を変更するように」という要請が発せられました。過去の実績から重篤な副反応を示す事例も無いため、要請に対応すべく地元医師会や基幹病院と調整を行った結果、集団接種の会場の増設や接種可能数の拡充を図り、国の要請に沿った接種体制を構築いたしました。これにより7月末までに65歳以上の接種対象高齢者の約8割の接種が可能となります。接種対象年齢が引き下げられた後も、体制を維持していきたいと考えております。

また、専門的相談体制の確保につきまして、桐生市単独での対応は難しく、県下統一の対応として群馬県が設置しております「ぐんまコロナワクチンダイヤル」において副反応や後遺症などの専門的な問い合わせに対応しております。

【回答担当】保健福祉部医療保険課ワクチン接種対策室

2. PCR検査がいつでもどこでも容易に受けられる医療体制の構築並びに簡易検査キットの無料配布。

<回答>

PCR検査は群馬県管轄業務である上、検査の実施には、専門的な医療知識と経験を有す

る医療従事者の協力が必要となります。現在、国策として新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を実施するにあたり、地元医師会の全面的な協力のもと、各医療機関で個別接種を行っていただきながら、今回、拡充を行った集団接種にも協力をいただいております。一般診療を維持しながらの更なる協力要請は、医療従事者に過大な負担を掛けることとなり、いつでもどこでもPCR検査が受けられる医療体制の構築は、現状では不可能と考えております。しかしながら、県主導で設置されているPCR検査センターも順調に稼働しており、各医療機関診断の結果により必要となるPCR検査実施の体制は整っております。

PCR検査は、検査のタイミングによっては精度も万能では無い上、検査後の対応まで考えないと意味がありません。個人で行う方法も含め、現状の検査方法の中では医師による鼻咽頭ぬぐいによる検査手法が最も精度が高いと認識しており、医師の判断により実施される検査の結果は、保健所にて管理することとなっております。また、検査自体も、検体採取時点での感染の有無を判断するに過ぎず、今後の感染抑止を担保するものでも無いため、無症状者の不安払拭のために、簡易検査キットの無料配布を継続するのも難しいと考えます。今後、過大な感染拡大が発生した場合、関係機関と協議する中で、事態を収束させる手法の1つとして検討すべき課題であると考えております。

【回答担当】保健福祉部医療保険課ワクチン接種対策室)

3. テレワークやオンライン会議導入等、コロナと共生する新しい生活様式に対応した事業継続・新たな事業展開・事業再編等、加速度的に進むデジタル化に対する中小企業の支援。

<回答>

長期化する新型コロナウイルス感染症の感染状況や経済状況を勘案し、桐生市では従来の取組に加え、国からの交付金を活用した事業者向けの支援として、令和2年5月には、感染拡大防止対策に協力した事業者に対して協力金を支給、同年8月には、「新しい生活様式」に対応した3密対策などに取り組む事業者に対する補助、令和3年1月には、コロナ禍で影響を受けた事業者が事業継続するための支援金を支給するなど、時宜を得た支援となるよう努めてまいりました。

今後も、国や県の支援制度を踏まえる中で、貴所をはじめ関係機関と連携を取りながら事業者を支援してまいりたいと考えております。

【回答担当】産業経済部商工振興課商業金融担当

4. 商店街と連携しての、コロナワクチン接種者に対しての優待事業の展開。

<回答>

新型コロナウイルスワクチンの接種は強制ではないこと、また、年齢などにより接種できる時期が異なることなどもあり、市として接種者に限定した優待事業を実施することは難しいものと考えられますが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策の経済分野の事業として消費者の購買意欲の拡大と地域経済の活性化を目的とする地域経済応援事業（プレミアム商品券の発行）及び消費の活性化とキャッシュレス決済の促進を目的とするキャッシュレス決済推進事業（ポイントの還元）を実施するため、現在、6月議会に関連予算を提出しております。

【回答担当】産業経済部商工振興課商業金融担当